

上乗せ任意加入募集のご案内

ENEOSマテリアルグループ 長期収入サポート制度

団体総合生活保険（団体長期障害所得補償）

ENEOSマテリアルグループ会社では、社員の皆さんが病気やけがにより
万が一働けなくなった場合に備え、「長期収入サポート制度」を導入しています。
補償を万全なものとしていただくために、上乗せ補償である任意加入契約をご案内いたします。



この制度の詳細内容は、中面をご確認ください。

お申込手続き

加入依頼書締切
2022年9月16日（金）

保険期間開始
2022年11月1日（火）

保険料 給与天引日
2023年1月25日（水）

すべての皆様：「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。
今年度の記載内容にて更新される方：特段のご加入手続き（加入依頼書のご提出等）は不要です。（自動更新になります）
新規加入される方・加入内容を変更される方：「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、ENEOSマテリアルトレーディング株式会社 保険部へご提出下さい。

補償の内容

- ①加入資格者：ENEOSマテリアルグループ会社の役員（非常勤を含む）・従業員で2021年11月1日現在で満59歳以下の方（JSAからの上向役員、フルタイム、パートタイマー、契約社員、嘱託社員を除く）対象となるグループ会社につきましては、代理店までお問い合わせください。ご契約年齢は被保険者（保険の対象となる方）の団体契約の始期日時点（2022年11月1日）の満年齢をいいます。
- ②保険期間：2022年11月1日午後4時から2023年11月1日午後4時までの1年間
- ③てん補期間：満60歳の誕生日まで（55歳～59歳の方は5年間）
- ④免責期間：90日
- ⑤特約：認知症・メンタル疾患補償特約（最長5年）
妊娠に伴う身体障害補償特約（女性のみ）、天災危険補償特約
- ⑥保険料の払込方法：第1回目保険料は1月25日に給与天引させていただきます。
（以降、毎月給与天引となります。）
- ⑦無給付期間：3年3ヶ月

この保険はENEOSマテリアルを被保険者としてENEOSマテリアルグループ会社社員を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてJSAが有します。
このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は団体の代表の方にお渡ししてあります約款になりますが、ご契約手続、保険金のお支払条件、その他ご不明な点がございましたら代理店または弊社までお問い合わせください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じて団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことが記載されていますので、ご一読の上、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。
<ご注意>
現在ご加入の方につきましては、表紙記載の加入申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料にて、保険会社に保険契約を申し込みます。


補償される金額（支払基礎所得額） 保険料（1口あたり）

型	本人型						
	男性			女性			
性別	Aコース	Bコース	Cコース	Aコース	Bコース	Cコース	
コース名	Aコース	Bコース	Cコース	Aコース	Bコース	Cコース	
タイプ名	AMタイプ	BMタイプ	CMタイプ	AFタイプ	BFタイプ	CFタイプ	
加入限度口数	1口	1口	1口	1口	1口	1口	
支払基礎所得額（月額）	7万円	14万円	21万円	7万円	14万円	21万円	
認知症・メンタル疾患	セット						
妊娠に伴う身体障害	セット						
天災危険	セット						
保険料（月払）	15～24歳	260円	520円	780円	220円	450円	670円
	25～29歳	270円	530円	800円	330円	660円	990円
	30～34歳	290円	570円	860円	400円	810円	1,210円
	35～39歳	350円	710円	1,060円	560円	1,120円	1,690円
	40～44歳	480円	970円	1,450円	660円	1,320円	1,980円
	45～49歳	600円	1,210円	1,810円	780円	1,560円	2,340円
	50～54歳	510円	1,020円	1,530円	600円	1,200円	1,790円
55～59歳	490円	990円	1,480円	520円	1,030円	1,550円	

〈お問い合わせ先〉

取扱代理店

ENEOSマテリアルトレーディング株式会社 保険部
東京 〒105-0021 東京都港区東新橋一丁目9-2 汐留住友ビル
Tel 03-6218-3775 Fax 03-6218-3823
四日市 〒510-0875 三重県四日市市大治田2-16-13
Tel 059-348-3913 Fax 059-348-3921



引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
（担当課）化学産業営業部営業第一室
Tel 03-3285-1831

加入申込締切日 2022年9月16日（金） 提出先 ENEOSマテリアルトレーディング（株）保険部
（社内便又は同封の返信用封筒をご使用ください。）
保険期間開始日 2022年11月1日（火）午後4時 保険料 毎月の給料から天引
（初回は2023年1月から）

ENEOSマテリアルグループ長期収入サポート制度は、社員の皆様が病気やケガで働けない場合、収入を長期に補償する制度です。全社員を対象とする全員加入契約^{*}と個々人で補償を上乗せする任意加入契約の二階建て補償となります。

^{*}会社が保険料を負担し、保険金の受取は皆様本人となります。2011年7月導入。

1. 「いろいろ保険に入っているの大丈夫!」と思いませんか?

今までの保険でカバーされていたリスクは?

各種保険	原因		収入の減少/途絶		老後資金	追加費用の発生							
	病気	ケガ	死亡			就業不能		入院		手術		通院	
			病気	ケガ		病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ
生命保険	●	●											
傷害保険		●						●		●			●
医療保険・入院特約	▲	▲						●	●	●	●	▲	▲
がん保険								● (がんのみ)		● (がんのみ)		● (がんのみ)	
年金型保険	●	●			●								

そこで

ENEOSマテリアルグループ長期収入サポート制度でカバー!

^{*}生命保険は死亡時に備えるものです。
^{*}医療保険・入院特約の入院給付金は一般的に60日~180日(1入院)と短期間になっています。

2. 「死亡した場合」より「働けなくなった場合」の方が多額の費用が発生します。

死亡したら

- 保 険 → 生命保険
- 公 的 保 障 → 遺族年金
- 住宅ローン → 団信保険により完済される
- 会 社 等 → 弔慰金・死亡退職金
- 家 族 → 働いて収入を得る事も可能

働けなくなったら

- 保 険 → ????
- 公 的 保 障 → 障害認定を受けた場合のみ障害年金
- 住宅ローン → 払えず家を手放す可能性
- 会 社 等 → 休職期間が終了し、収入が途絶える
- 家 族 → 介護等で働くことができない

リスクの大部分は既にカバーされています

もしも、病気や事故などで死亡した場合、公的保障や生命保険などで残されたご家族の生活を守ることができ、住宅ローンも団体信用保険により完済されマイホームを手放さずにすむケースが一般的です。

通常の支出に加えて、医療費や介護費用も...

もし働けなくなった場合、公的保障では十分とはいえず、一般的に生命保険からの保険金も支給されません。休職期間が終了すると収入は途絶え住宅ローンも払えなくなり、マイホームを手放すことにもなりかねません。

3. 「団体長期障害所得補償」お支払例

下記お支払例は、弊社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。



その1 自動車メーカー経理部に勤務のAさん(28歳 女性)の場合

交通事故により脊髄を損傷し、下半身不随になってしまった。退院後は、本制度の補償を受けながらリハビリを続けている。



その2 貿易商社に勤務するBさん(45歳 男性)の場合

脳出血により入院した。体の一部に麻痺が残リリハビリを続けているが、回復が遅れており、本制度の補償を受けて家族の生活を支える事ができた。



その3 旅行代理店に勤務するCさん(36歳 男性)の場合

精神疾患で長期間休職後退職してしまつた。本制度の補償を受けながら治療と再就職活動を行い、3年後に回復と転職が同時にこなつた。

4. 「ENEOSマテリアルグループ長期収入サポート制度」の特徴

A. 全員加入+任意加入で充実の補償

本制度は会社が契約者となって皆様に補償を提供する全員加入契約がベースとなり、その上乗せ補償として、皆様のご予算に応じてプラン選択の出来る任意加入契約を3タイプ用意しております。

B. 既存給付制度にフィットしたプラン

ENEOSマテリアルグループ長期収入サポート制度は、既存給付制度にフィットしたプランになっております。

C. 最長60歳の誕生日までのロング補償

病気やケガが原因で就業障害となり、免責期間^{*1}の90日間を超えてその状態が継続した場合に最長60歳の誕生日まで保険金をお支払いいたします。(ただし免責期間の終了日の翌日より3年3か月は無給付期間となります。)
^{*1} 保険金をお支払いしない期間をいいます

D. 復職後も引き続き補償

就業障害が残り復職した場合で、20%を超える所得の喪失がある際には、所得喪失割合に応じて保険金をお支払いいたします。

E. 特約付帯で充実の補償

- ◎認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害てん補期間5年間)
- ◎妊娠に伴う身体障害補償特約
- ◎天災危険補償特約

F. 保険金は全額非課税

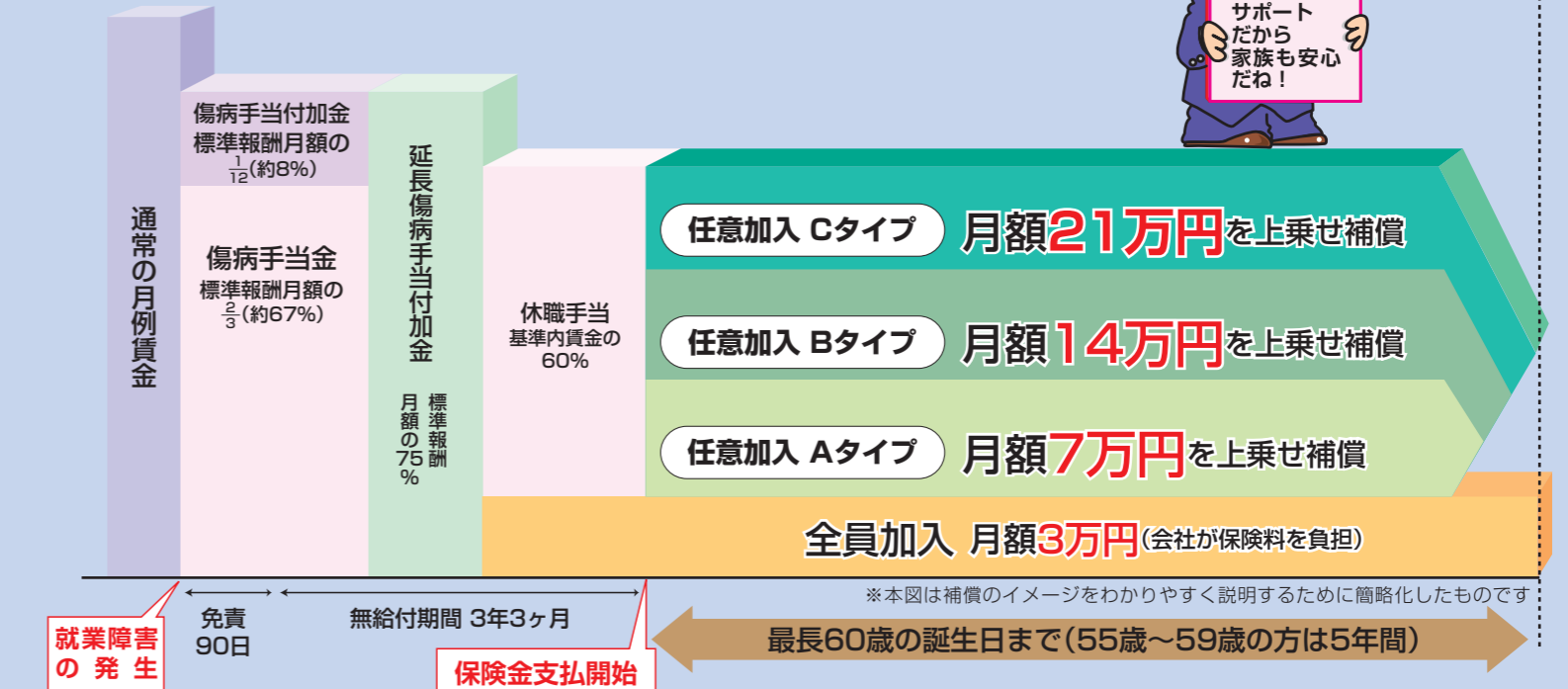
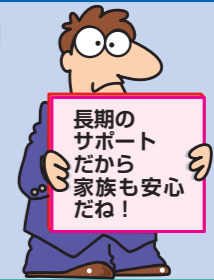
お支払いする保険金は全額非課税で受け取ることが出来ます。

G. 職場復帰のための充実のサポート

4つのサポートで、「こころ」と「からだ」の健康はもちろん、暮らし全般までをサポートします。「こころ」の健康サポート:メンタルヘルスサポート、「からだ」の健康サポート:メディカルアシスト、暮らし全般のサポート:デイリーサポート・介護アシスト
^{*}これらのサービスは引受保険会社である東京海上日動火災保険株式会社がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
^{*}サービスは予告なく変更・中止となる場合がございます。なお、一部の地域ではご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了承ください。
サービスの詳細は「サービスのご案内」をご参照ください。

5. 「ENEOSマテリアルグループ長期収入サポート制度」の概要とお申込み方法

病気やケガで働けない場合、今回の任意加入契約にお申し込みいただくことで、最高月額24万円(ご加入いただくタイプにより異なります。)を最長60歳の誕生日まで補償することが出来ます。
団体割引:20%適用



タイプ内容・お申込み方法

任意加入Aタイプ、Bタイプ、Cタイプいずれかのタイプをご選択いただき、同封の新規加入依頼書に必要事項をご記入の上、お申込み下さい。
Aタイプの保険金額*(月額):7万円*支払基礎所得額*約定給付率(100%)をいいます。
加入口数(保険金額(月額))は平均月間所得額(ボーナス含む年収の12分の1^{*1})の範囲内でお決め下さい。
^{*1} 直前12カ月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得^{*2}の平均月額をいいます。
^{*2} 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
保険金をお支払する主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認下さい。
^{*} 保険料は保険の対象となるご本人の年齢(団体契約の始期日時時点での年齢をいいます。)や性別によって異なります。
実際にご加入いただく場合の保険料につきましては、裏面の保険料表および加入依頼書をご確認いただき、ご不明な点につきましては代理店にお問い合わせ下さい。